

## 九十九里地域水道企業団公告

### 一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和7年3月7日

九十九里地域水道企業団  
企業長 鹿間 陸郎

#### 1 一般競争に付する事項

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 業 務 名     | 自家用電気工作物保安管理業務委託   |
| (2) 業 務 場 所   | 山武郡横芝光町宝米1751番地<br>山武郡横芝光町傍示戸1026番地<br>山武市松尾町蕪木836番地<br>東金市松之郷3678番地<br>東金市松之郷3761番地1<br>東金市東金769番地2 |
| (3) 一般競争入札    | 郵便入札・事後審査方式  |
| (4) 業 務 期 間   | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで   |
| (5) 業 務 の 概 要 |  |
| ア 目的          | 本業務は、九十九里地域水道企業団が設置している自家用電気工作物の保安管理を行うものである。  |
| イ 概要          | 別添仕様書のとおり  |
| (6) 予 定 価 格   | 落札決定後公表  |
| (7) 最低制限価格    | 無  |
| (8) 入札保証金     | 免除   |
| (9) 契約保証金     | 無  |
| (10) 業務費内訳書   | 対象としない   |

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)28・建物設備等保守・修繕、(中分類)2・電気設備保守点検について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 経済産業省における電気保安法人の承認を受けている者。
- (5) 公告日から起算して過去10年間において、自家用電気工作物の保安管理業務を元請として履行した実績を有する者。
- (6) 本業務において、保安業務従事者(開札日現在3か月以上の雇用関係にある者)を関係法令に基づき配置できる者。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
  - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
  - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

## 3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室  
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和7年3月24日(月) ~~午前~~・午後 1時30分

## 4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

## 5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和7年3月21日(金) 午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 指定した郵送先

(イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合) 在中の旨

(ウ) 公告した業務名

(エ) 公告した業務場所

(オ) 開札日

(カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

(ア) 入札書在中の旨

(イ) 公告した業務名

(ウ) 公告した業務場所

(エ) 開札日

(オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、業務費内訳書(指定された場合)等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。封筒の封は糊付けをお願いします。

## 6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。

ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

## 7 入札回数

入札の回数は3回とする。

## 8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年3月12日（水）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和7年3月14日（金）にホームページに掲載します。

## 9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

## 10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

## 11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。  
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。  
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。  
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

## 12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 電気保安法人の承認を受けていることを証明するもの。
- (2) 業務実績の確認書類として、業務名・発注機関名・契約金額及び業務概要等が確認できるもの。
- (3) 保安業務従事者の資格を証明するもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

## 13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

## 仕様書

九十九里地域水道企業団(以下「発注者」といいます。)は、発注者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」といいます。)の委託について、次のとおり契約を締結します。なお、本委託契約の履行細目は別に定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとします。

### 第1条(契約対象自家用電気工作物の概要)

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとします。

別紙1のとおり

### 第2条(委託業務の内容)

1 受注者が実施する保安管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとします。

(1) 発注者は、第1条の事業場について受注者の保安管理業務を実施する者(以下、「保安業務担当者」という。)と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。

(2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(3) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

(4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

(5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

(6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

(7) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは東京電力エナジーパートナー株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 発注者は、前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行います。また、受注者は、発注者の求めに応じ、助言を行うこととします。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとします。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
  - (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
  - (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
  - (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
  - (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
- (ロ) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
- (a) 立入に危険を伴う場所
  - (b) 情報管理のため立入が制限される場所
  - (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
  - (d) 機密管理のため立入が制限される場所
  - (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとします。

### 第3条（点検の頻度及び点検項目）

- 1 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとします。

(1) 月次点検	別紙1のとおり
(2) 年次点検	別紙1のとおり
(3) 臨時点検	必要の都度

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 <引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等 <受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等 <受・配電盤> <接地工事> 接地線、保護管等 <構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 <測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

【内燃力発電所・ガスタービン発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 <発電設備> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定



項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
〈配電盤等〉 遮断器、開閉器、変圧器、制御装置、 保護継電器等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験
〈燃料供給設備〉 貯蔵・供給装置	〈測定項目〉 電圧、電流等測定	
冷却・排熱回収設備	B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
発電設備の建物・室、キュービクルの 金属箱、給・排気設備		

### 【太陽電池発電所】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
太陽電池アレイ	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定
接続箱	機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無	単独運転検出機能の確認、指示計器の状態
パワーコンディショナー	接地線等の保安装置の取付け状態	
系統保護装置		

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第2条第1項に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおり施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とします。
- 3 受注者は、(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受注者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。
  - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
  - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止

の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

#### 第4条（委託手数料）

- 1 第2条及び第3条に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。  
契約書のとおり
- 2 前項以外の手数料は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して算定します。

#### 第5条（支払条件等）

- 1 発注者は次の支払条件のいずれかにより、前条の手数料を受注者に支払うものとします。
  - (1) 毎月払い
  - (2) 隔月払い
  - (3) 各会計年度末一括払い
  - (4) 各会計年度当初一括払い（特定の割引等がある場合に限る）
- 2 発注者は支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

#### 第6条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとします。
- 3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとします。
- 4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとします。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

#### 第7条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

#### 第8条（保安業務担当者の資格等）

- 1 受注者は、保安業務担当者は、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

#### 第9条（記録の保存）

- 1 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者・受注者双方において3年間保存するものとします。

#### 第10条（損害賠償）

- 1 受注者の故意又は過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

#### 第11条（機密の保持）

- 1 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他にもらさないものとします。

#### 第12条（契約期間内の更改）

- 1 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。
  - (1) 設備容量が変更された場合
  - (2) 受電電圧が変更された場合
  - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
  - (4) 発電所の種類、定格電圧又は出力が変更された場合
  - (5) 配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
  - (6) 発注者が保安規程を変更する場合
  - (7) 受注者が保安業務手数料等を変更する場合

#### 第13条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
  - (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
  - (2) 発注者が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、発注者・受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前までにその旨を文書により通知し、発注者・受注者相互が合意した上で解除できるものとします。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
  - (1) 廃止された場合
  - (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
  - (3) 一般用電気工作物となった場合
  - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
  - (5) 水力、火力、太陽電池及び風力発電所の出力が2,000キロワットを超えた場合
  - (6) (5)以外の発電所にあつては出力が1,000キロワットを超えた場合
  - (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

#### 第14条（契約事項等の解釈）

- 1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議するものとします。

#### 第15条（外部委託承認申請及び保安規定届出）

- 1 受注者は本委託契約により、保安管理を外部委託する対象を経済産業局に申請するものとします。

対象施設	事務所	光取水場	光浄水場	松尾加圧ポンプ場	東金取水場	東金浄水場	
事業場所在地	東金市東金769番地 2	山武郡横芝光町宝米 1751番地	山武郡横芝光町傍示 戸1026番地	山武市松尾町蕪木 836番地	東金市松之郷3678 番地	東金市松之郷3761 番地1	
受電電圧	210V	6600V	6600V	6600V	6600V	6600V	
設備容量	—	975KVA	1250KVA	200 K V A	1527KVA	1652KVA	
常用予 備発電 装置	発電機定格電圧	200V	—	—	—	—	
	発電機定格出力	10kW	—	—	—	—	
	原動機の種類	太陽光	—	—	—	—	
非常用 予備発 電装置	発電機定格電圧	100/200V	6600V	6600V	210 V	6600V	6600V
	発電機定格出力	58kVA	300kVA	400kVA	150 K V A	750kVA	750kVA
	原動機の種類	内燃力(ディーゼル エンジン)	内燃力(ディーゼル エンジン)	内燃力(ディーゼル エンジン)	内燃力(ディーゼル エンジン)	内燃力(ディーゼル エンジン)	内燃力(ディーゼル エンジン)
定期点検実施時期	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	
法令点検実施時期	年 1 回 <sup>※1</sup>	年 1 回 <sup>※2</sup>	年 1 回 <sup>※2</sup>	年 1 回 <sup>※2</sup>	年 1 回 <sup>※2</sup>	年 1 回 <sup>※2</sup>	

※ 1 停電作業は土日の日中に実施している（1月実施）

※ 2 停電作業は平日の日中に実施している（3月実施）